

通知預金

平成30年8月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・通知預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・期間の定めはありません。(ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時解約(払戻し)ができます。(ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。)
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利(毎日の店頭表示の利率を適用します。) ・解約時(払戻時)に一括して支払います。 ・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・個人のみはマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算します。
11. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページ「 預金金利一覧表 」、店頭備付けの金利表示ボード、又は窓口へ照会下さい。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部にお申し出ください。 <業務部> 〒543-8666 大阪市天王寺区上本町8丁目9-14 電話: 06-6775-6594 9時~17時 【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、ホームページまたは、営業店に配備されている「 当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要 」に記載された受付機関にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。

”